**平成２６年（フ）第８０号**
佐賀市東与賀町大字下古賀99番地１　コーポ徳富Ａ－６
債務者　石丸　道子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０６号**
佐賀県鳥栖市藤木町2456番地　サン・コーポラスつばさ鳥栖920
債務者　上野　龍子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０８号**
佐賀市高木瀬東６丁目９番93号　県営城北団地
債務者　監物　里子
１　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１号**
大分県佐伯市中村北町７番12号　北中荘２号室
債務者　中島かの子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２６年（フ）第２２号**
佐賀県神埼市神埼町姉川1685番地３
債務者　中山　昇
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２３号**
佐賀県神埼市神埼町姉川1685番地３
債務者　中山　朋子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３３号**
山口県周南市大字呼坂1170番地の１　市営第２勝間住宅Ａ棟401号
債務者　小川　裕二
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第４８５３号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸５丁目３―21
債務者　小沼　洋美
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９５８号**
千葉県成田市西三里塚１―935―201
債務者　遠藤　正樹
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９５９号**
千葉県富里市御料964―16　フルーツパーク富里館Ｃ103号
債務者　遠藤のぶ子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９６５号**
東京都練馬区光が丘２丁目７－５―1410
債務者　粟田　圭一
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４９８０号**
東京都大田区西蒲田５丁目７－２―203
債務者　加藤　綾
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０３４号**
東京都小金井市東町５丁目15―20―203
債務者　小松原祐樹
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０３６号**
東京都江東区南砂５丁目18―８、住民票上の住所東京都江東区南砂６丁目２－９―403
債務者　小柳　竜一
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０３７号**
東京都西東京市田無町７丁目６―12―102
債務者　吉田　和子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０４７号**
東京都豊島区南長崎６丁目19―１―302
債務者　本田　達哉
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部